

5 環境モニタリング調査結果一覧(令和6年度)

(1) 大気汚染調査

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化窒素 (ppm)	第三保育所	夏	0.010	0.006	0.1~0.2 以下	0.04~0.06 のゾーン又 はそれ以下
		冬	0.039	0.020		
		2季平均	0.025	※ 0.020		
	県道路公社	夏	0.016	0.010		
		冬	0.030	0.020		
		2季平均	0.023	※ 0.020		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
二酸化硫黄 (ppm)	第三保育所	夏	0.002	0.001	0.1以下	0.04以下
		冬	0.001	0.001		
		2季平均	0.002	※ 0.001		
	県道路公社	夏	0.000	0.000		
		冬	0.001	0.001		
		2季平均	0.001	※ 0.002		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
					1時間値	日平均値
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	第三保育所	夏	0.052	0.031	0.2以下	0.1以下
		冬	0.031	0.010		
		2季平均	0.042	※ 0.031		
	県道路公社	夏	0.056	0.035		
		冬	0.034	0.013		
		2季平均	0.045	※ 0.035		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	日平均値	評価値
塩化水素 (ppm)	第三保育所	夏	0.0008	0.02以下
		冬	0.0008	
		2季平均	0.0008	
	県道路公社	夏	0.0013	
		冬	0.0007	
		2季平均	0.0010	

測定項目	調査地点	時期	測定値	評価値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	第三保育所	夏	0.0080	0.6以下 (年平均値)
		冬	0.0092	
		2季平均	0.0086	
	県道路公社	夏	0.0096	
		冬	0.0097	
		2季平均	0.0097	

○実施時期 夏 : 令和6年7月9日

冬 : 令和7年1月7日

○「<」は、検出下限値未満

(2) 騒音調査

時間区分		騒音レベル(dB)		規制基準
		総合騒音	工場騒音	
昼間	11:00~19:00	64~67	49~59	55(50)
夕	19:00~22:00	60~66	44~51	50(45)
夜間	22:00~06:00	45~58	41~52	45(40)
朝	06:00~08:00	61~69	47~53	50(45)
昼間	08:00~11:00	65~68	50~59	55(50)

○実施日 令和7年1月9日~10日

○騒音規制法第5条に基づく測定

○規制基準は、騒音規制法に基づく第二種区域の基準、またカッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(3) 振動調査

時間区分		振動レベル(dB)		規制基準
		総合振動	工場振動	
昼間	11:00~19:00	34~45	< 25~40	60(55)
夜間	19:00~08:00	< 25~40	< 25~27	55(50)
昼間	08:00~11:00	37~44	28~41	60(55)

○実施日 令和7年1月9日~10日

○振動規制法第5条に基づく測定

○「<」は、検出下限値未満

○規制基準は振動規制法に基づく第一種区域の基準

カッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

(4) 悪臭調査

対象項目	調査地点別(ppm)		規制基準
	風上	風下	
アンモニア	0.14	0.16	1
メチルメルカプタン	< 0.0005	< 0.0005	0.002
硫化水素	< 0.0005	< 0.0005	0.02
硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	0.01
二硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	0.009
トリメチルアミン	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	0.0076	0.0079	0.05
プロピオンアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.009
イソブチルアルデヒド	0.0006	0.0005	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.009
イソバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.003
イソブタノール	< 0.01	< 0.01	0.9
酢酸エチル	< 0.01	< 0.01	3
メチルイソブチルケトン	< 0.01	< 0.01	1
トルエン	< 0.01	< 0.01	10
スチレン	< 0.01	< 0.01	0.4
キシレン	< 0.01	< 0.01	1
プロピオン酸	< 0.0005	< 0.0005	0.03
ノルマル酪酸	< 0.0005	< 0.0005	0.001
ノルマル吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	0.0009
イソ吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	0.001
臭気指数(濃度)	< 10(<10)	< 10(<10)	15(30)

○実施日 令和6年7月11日

○「<」は、検出下限値未満

○悪臭防止法第7条に基づく測定

○規制基準は、悪臭防止法に基づくA区域の基準